



ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

P1

ものづくり補助金の採択に向けて

つい先日「ものづくり補助金」の採択結果が発表されました。正確には「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」であり、製造業以外の業種も対象になっております。中小企業を対象に平成24年に再開されたこの補助金は今回6回目で、採択された事業者には、予定通り事業を完了すれば、基本的に1,000万円が支給されることとなります。返さなくていい1,000万円は、とても魅力的で有難いものです。最終的には法人税等の課税もありますが、例えば3,000万円の機械がとりあえず2,000万円で購入することになります。

ただし、この補助金はいわばコンテストです。予算の枠がありますので、すべての応募者に与えられるわけではありません。今回は応募件数17,275件に対し採択件数9,518件と、これまでの公募に比べると採択件数が増加し、ハードルは少し下がりましたが、コンテストを勝ち抜かないと採択してもらえません。では、この補助金をもらうには、どうすればいいか、それにはやはり「情報」が必要です。あるのとないのでは大違いです。

申請書類の作り方にはコツがあります。なぜこの機械が必要なのか、言葉だけでなく、写真や表、図、イラストを使って説明します。もちろん、改善の度合いを表したりするには、数字も有効です。まさにストーリー作りが求められます。この機械を買う前と後で、どれだけ大きく違うか、自社の強みと弱みを整理したうえで、生産性向上や他社との差別化要因などを、審査員にアピールしなければなりません。普通に機械の買い替えも、言い方によっては立派な説得力のあるストーリーが出来上がります。

審査員は5人で、事務局から依頼された中小企業診断士等が審査します。面接や質疑応答なしの書類のみでの一発勝負なので、申請書類は、不明点や疑問点をなくす等、特別の配慮が求められます。文字の大きさ、表やグラフの配置、添付資料の選択などにも気を使って作成します。また、採択されるには、ある程度利益が出ていないとダメだと言われます。赤字を補填するために補助金を出すわけではありません。もともと利益を出して、競争力のある会社に、さらに競争力を付けてもらうために補助金を与えるという趣旨です。

採択されると会社名と取り組むテーマが公表されます。それを毎回続けて見ていますと、毎年採択されて名前が挙がっている会社があることもわかります。そんな会社は、補助金申請に関する情報とノウハウを積み重ねていると思われれます。また、認定支援機関の確認も必要とされ、どこがお手伝いしたかも公表されます。最近では、補助金の申請支援を行う補助金コンサルタントも沢山あります。補助金額の15~20%という多額の成功報酬を受け取る補助金専門コンサルタントがいたりして、制度の趣旨に反すると問題になったりしています。(次ページへ続く)



(前ページより続き)

P2

認定支援機関である私どもも、何度もお手伝いをして参りました。今回もお手伝いした2社が無事採択されまして、お客様での累計での採択件数はすでに10件を超えています。ものづくり補助金以外にも、創業補助金や小規模事業者持続化補助金、小規模事業者活性化補助金等、いくつか採択実績もございます。申請書類の作成のお手伝いは、コンテストである以上、これでいいという終わりのない仕事であり、締め切りまでとことん精力を注ぎ込むこととなります。この種の書類を書かれたことのある方はよくお分かりかと思いますが、なかなか大変です。それでも、必要であればお手伝いさせていただきます。第2回目の公募がこの7月に開始されるということです。ご関心おありの事業者様はお問い合わせ下さい。



パソコンの利用開始時期をご確認ください！

この1年ほどの間に弊所のお客様において、パソコンの故障によるデータの喪失が数件起こっています。特にOSについてはWindows7が搭載されているパソコンの故障が多くなっています。後継機であるWindows8の発売が2012年ですので、最終時期に購入されたものでもおよそ5年以上は経過していることとなります。

パソコンのハードディスクドライブ (HDD) の寿命は諸説ありますが、稼働時間で約1万時間と言われていています。1日に8時間パソコンを使用すれば、3~4年で寿命ということになります。パソコンの使用時間や頻度、設置状況、スペックにより異なるため一概には言えませんが、5年を経過しているパソコンはいつ壊れてもおかしくないくらいに考えておくほうがいいのかもしれない。

パソコンが壊れる際には、その兆候が出ることも多いと言われていています。電源が入らない、勝手に切れる、再起動される、起動に時間がかかる、動作が遅くなる、ファイルが開かなくなる、フリーズする、等の症状が出るようでしたら注意する必要があります。本来はこの時点での買い替えをお勧めしたいところですが、実際には壊れるまで使い続けるというケースがほとんどだと思います。

そのような場合でも最低限、データのバックアップは行っておきましょう。週に1度など定期的に、特に更新の機会が多いデータは毎回でも、こまめにバックアップを取るように習慣付けておきましょう。もちろんパソコンが壊れても影響を受けない外部メディアである外付けHDDやUSBメモリ等に行うようにしてください。

とあるお客様では兆候が出た際に取られていたバックアップで、無事新しいパソコンにデータを移すことができました。何かおかしいな、と思ったらすぐバックアップを。これ鉄則です。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX



非常用食料品の取扱いについて

6月18日に大阪府北部を震源とする最大震度6弱の大きな地震が発生しました。被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。今後、南海トラフ地震も高確率で起きることが予測されており、会社や個人での災害への備えの必要性が高まってくることが予測されます。

会社が地震などの災害時における非常用食料品（長期備蓄用）としてフリーズドライ食品（従来のものより長期保存できるもの）を購入し備蓄した場合、長期保存のきくものであっても、購入時の損金の額に算入して差し支えないかどうか迷うところです。

国税庁のホームページによると、税務上、非常用食料品については備蓄時に事業供用があったものとして、損金の額（消耗品費）に算入することができることになっています。

その理由としては

1. 食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての性格をもつものであること
2. その効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は減価償却資産や繰延資産に含まれないこと
3. 仮にその食品が「消耗品で貯蔵中」のものであるとしても、災害時用の非常食は備蓄することをもって事業の用に供したと認められること
4. 類似物品として、消化器の中味（粉末又は消火液）は取替え時の損金として取り扱っていること

消耗品を購入した場合は、購入時に消耗品費として処理をしても、当期末未使用分については「貯蔵品」として資産計上するのが原則です。しかしながら、上記のとおり非常用食料品については、災害に備えるため備蓄した時に事業供用があったものとして、その全額を損金の額に算入し、貯蔵品計上は不要となります。

また、災害用に毛布や懐中電灯やラジオなどを備蓄する場合も、1点あたりの取得価額が10万円を超えなければ、備蓄した時に損金の額に算入することが可能です。また、青色申告書を提出する中小企業等の場合は、少額減価償却資産の特例の適用を受けることも可能となります。

非常用食料品は、数年は備蓄できるものがほとんどですから、何事もなければ、次に買い替えるのは数年後になると思います。何がどれくらいあるのか（食料品は賞味期限等）を常に把握できるようにリストを作成し、定期的に管理することをおすすめします。

（記事担当：井上）



※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____